

岩手県告示第 417 号

分収造林あっせん規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

分収造林あっせん規程の一部を改正する告示

分収造林あっせん規程（昭和 35 年岩手県告示第 664 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(目的) 第 1 条 この告示は、 <u>分収造林特別措置法</u> （昭和 33 年法律第 57 号） <u>第 2 条</u> の規定に基づき知事が行う分収造林契約の締結についてのあっせんに関し必要な事項を定めることを目的とする。					(目的) 第 1 条 この告示は、 <u>分収林特別措置法</u> （昭和 33 年法律第 57 号） <u>第 3 条</u> の規定に基づき知事が行う分収造林契約の締結についてのあっせんに関し必要な事項を定めることを目的とする。				
別表（第 11 条関係）					別表（第 11 条関係）				
条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	経 由	条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	経 由
[略]					[略]				
第 7 条の規定による書類	[略]			契約対象地を所管する <u>地方振興局長</u>	第 7 条の規定による書類	[略]			契約対象地を所管する <u>広域振興局長又は地方振興局長</u>
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。